第 130 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」の一部改正について

令和5年12月28日

東北運輸局長 石谷 俊史

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月25日付け公示第71号)の一部を次のように改正したので公示する。

# 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

改正後	改正前			
第1・第3 (略)	第1・第3 (略)			
第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準  1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等 運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3 列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。 (1)~(2) (略) (3)軽微運賃 運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。 1)基本運賃 イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合 ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合 ハ. 制度通達 I. 2. (3) 口に定める定期観光バスについて、設定地域の一般バスの運賃と比較して同額以下である場合	第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準  1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等 運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3 列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。 (1) ~ (2) (略) (3) 軽微運賃 運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。 1) 基本運賃 イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合 ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合			
2) 一般割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。	2) 一般割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。			
<ul><li>3)営業割引運賃</li><li>原則として数値基準による検討は行わない。</li><li>4)運輸に関する料金</li><li>原則として数値基準による検討は行わない。</li></ul>	3) 営業割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。 4) 運輸に関する料金 原則として数値基準による検討は行わない。			

2. (略)

第5・第6 (略)

附 則(令和5年12月28日 公示第130号)

- 1 本取扱要領は、令和5年12月28日以降に届け出るものから適用する。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部 を改正する省令(令和5年国土交通省令第101号)附則により、同法 第9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあって は、改正後の規定を適用する。

2. (略)

第5・第6 (略)

# 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度

改正後	改正前		
世界 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	改 正 前 日 次 (略) I. 総 則 1. 適用範囲 (略) 2. 用語の定義 (1) ~ (2) (略) (3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものをいう。		

 $(4) \sim (11)$  (略)

 $3. \sim 4.$  (略)

Ⅱ. ~Ⅲ. (略)

#### IV. 軽微運賃

第1. 軽微運賃の種類

軽微運賃の種類は次のとおりとする。

1. 軽微運賃の種類

Ⅱ. 第1. 2. 実施運賃に準ずるものとする。

2. 運輸に関する料金 特別料金の種類、設定、適用方法等はⅡ. 第5. 5-4による。

### 第2. 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態

軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

- (1) 適用基準
- イ. 定期観光バスの運賃の制定形態
- ① I. 2. (3) イに定める定期観光バス

制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光 バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統が ある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距 離制によることができる。

- ② I. 2. (3) ロに定める定期観光バス 制定形態は、原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。
- p. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。
- (2) (略)

 $(4) \sim (11)$  (略)

 $3. \sim 4.$  (略)

Ⅱ. ~Ⅲ. (略)

#### IV. 軽微運賃

第1. 軽微運賃の種類

軽微運賃の種類は次のとおりとする。

1. 軽微運賃の種類

Ⅱ. 第1. 2. 実施運賃に準ずるものとする。

2. 運輸に関する料金 特別料金の種類、設定、適用方法等はⅡ. 第5. 5-4による。

### 第2. 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態

軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

- (1) 適用基準
  - イ. 定期観光バスの運賃の制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることができる。
  - p. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

(2) (略)

 $2. \sim 3.$  (略)

第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考 として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算するこ とが望ましい。

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率(以下「基準賃率」という。)により運賃額を算出することが適当な場合にあっては、地域等の単位ごとに定めた基準 賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、高速バスについては系統単位、定期観光バスについては地域単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

- 1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法
  - (1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離逓減率
  - (2) I. 2. (3) イに定める 定期観光バス

: 対キロ制・時間制基準賃率× 適用区間キロ・時間

(3) I. 2. (3) ロに定める定期観光バス

: 原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じ

る。

1-3 (略)

2. (略)

第4~第6 (略)

附則(令和5年12月28日公示第130号)

- 1 本制度は、令和5年12月28日以降に届け出るものから適用するものとする。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を

 $2. \sim 3.$  (略)

第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考 として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算するこ とが望ましい。

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率(以下「基準賃率」という。)により運賃額を算出することが適当な場合にあっては、地域等の単位ごとに定めた基準 賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、高速バスについては系統単位、定期観光バスについては地域単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

- 1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法
- (1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離逓減率
- (2) 定期観光バス: 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

1-3 (略)

2. (略)

第4~第6 (略)

改正する省令(令和5年国土交通省令第101号)附則により、同法第	
9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあって	
は、改正後の規定を適用する。	